



大地申
第18号

「2023年3月ダイヤ改正について」に関する申し入れ(その2)を行う!

1. 「その他時間」を行路内の一部に指定していく事による兼務発令を行う場合は、「2023年3月ダイヤ改正について」に関する申し入れの議論経過を踏まえ、「その他時間」における指示業務の内容に限定すること。



～提案から今日までの経過～

**2023年ダイヤ改正に向けて
の労働組合として問題意識!**

12月23日労働組合に「2023年度3月

ダイヤ改正について」の提案がされました。その提案内容において【「その他時間」を行路内の一部時間に指定していく】と記載がありましたが、具体的な業務内容は示されませんでした。また2月に団体交渉を行ってききましたが、業務内容は「調整中であり、今後変更もありえる」と曖昧な回答に終始し、兼務に関しても「全体を見て判断することになる」「検討している」と曖昧な回答に終始しました。労働協約の団体交渉事項には「労働条件に関する事項」と示されており、協約に関わる重大な問題です!

ここまで組合にも現場にも十分な説明を行わず、3月18日のダイヤ改正において「その他」時間に指示業務を行っていく場合に兼務発令を行っていく場合は職場は混乱します!社員のモチベーションを低下させることなく、安心して働ける環境を会社は説明するべきだ!!

実際に新たな業務に臨む現場組合員・社員の不安を解消するため議論していきます!